

平成24年5月15日

介護保険事業者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
介護指導課

支所福祉業務拡充に伴う介護保険に係る各種申請等の受付窓口について

平成24年5月7日から支所で行うことができる業務が一部拡充されることになりました。一方で、引き続き区役所のみで受け付ける業務もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

## 1 新たに各支所でも受け付けるようになったもの

介護保険の要介護認定と給付に係る業務のうち、新たに支所でも受け付けることが可能となったのは次のとおりです。

(要介護認定関係)

- ・ 要介護認定申請（ただし、認定調査の依頼は区役所が行います。）

(給付関係)

- ・ 居宅サービス計画作成依頼届出
- ・ 第三者行為給付事由届出
- ・ 社会福祉法人等による利用者負担軽減の新規申請（ただし、更新申請は区役所のみで受け付けます。）

## 2 区役所のみで受け付けるもの

介護保険の要介護認定と給付に係る業務のうち、区役所に限定し受け付ける主な業務は次のとおりです。引き続き区役所でお手続きください。

(要介護認定関係)

- ・ 要介護認定等の資料提供に係る申出
- ・ 認定調査の依頼等

(給付関係)

- ・ 住宅改修支援事業費に係るもの（住宅改修理由書作成確認及び理由書作成費請求）
- ・ 軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請
- ・ 生活援助型配食サービス費に係るもの（利用申請書兼受領委任申出及び請求申請）